

動物実験規程

(目 的)

第1条 この規程は、動物の愛護及び管理に関する法律(昭和48年法律第105号。以下、「法」という。)、研究機関等における動物実験等の実施に関する基本指針(平成18年文部科学省告示第71号。以下、「基本指針」という。)、実験動物の飼養及び保管並びに苦痛の軽減に関する基準(平成18年環境省告示第88号。以下、「飼養保管基準」という。)、その他関係法令等(以下、「関係法令等」という。)に基づき、至学館大学(大学院を含む以下、「本学」という。)における動物実験等に当たって執るべき措置について必要な事項を定め、もって本学における動物実験の適正な実施を図ることを目的とする。

(基本原則)

第2条 動物実験等の実施に当たっては、法、基本方針及び飼養保管基準を遵守し、動物実験等の原則である「Replacement」(代替法の利用:科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用することをいう。)、 「Reduction」(使用数の削減:科学上の利用の目的を達することができる範囲において、できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること等により実験動物を適切に利用することに配慮することをいう。)及び「Refinement」(苦痛の軽減:科学上の利用に必要な限度において、できる限り動物に苦痛を与えない方法によってしなければならないことをいう。)の3Rに基づき、適正に実施しなければならない。

(定 義)

第3条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 動物実験等 実験動物を教育、試験研究又は生物学的製剤の製造の用、その他の科学上の利用に供することをいう。
- (2) 飼養保管施設 実験動物を恒常的に飼養若しくは保管又は動物実験等を行う施設・設備をいう。
- (3) 実験室 動物実験等を行う実験室をいう。
- (4) 施設等 飼養保管施設及び実験室をいう。
- (5) 実験動物 動物実験等の利用に供するため、施設等で飼養又は保管している哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類又は魚類に属する動物(施設等に導入するために輸送中のものを含む。)をいう。
- (6) 動物実験計画 動物実験等の実施に関する計画をいう。
- (7) 動物実験実施者 動物実験等を実施する者をいう。
- (8) 動物実験責任者 動物実験実施者のうち、動物実験等の実施に関する業務を統括する者をいう。
- (9) 管理者 学長の命を受け、実験動物及び施設等を管理する者をいう。
- (10) 実験動物管理者 管理者を補佐し、実験動物に関する知識及び経験を有する実験動物の管理を担当する者をいう。
- (11) 飼養者 実験動物管理者又は動物実験責任者の下で実験動物の飼養又は保管に

従事する者をいう。

(12) 管理者等 学長、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者をいう。

(13) 指針等 動物実験等に関して行政機関の定める基本指針及びガイドラインをいう。

(適用範囲)

第4条 この規程は、本学において実施される哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類及び魚類の生体を用いる全ての動物実験等に適用される。

② 動物実験責任者は、動物実験等の実施を本学以外の機関に委託する場合、委託先においても、基本指針又は他省庁の定める動物実験等に関する基本指針に基づき、動物実験等が実施されることを確認すること。

(動物実験委員会)

第5条 この規程を適正に運用するために、動物実験委員会（以下、「委員会」という）を置く。

② 委員会に関する事項は、別に定める。

(学長の責務)

第6条 学長は、本学における動物実験等の適正な実施について総括管理する。

(動物実験計画の立案・審査・承認等)

第7条 動物実験責任者は、動物実験等により取得されるデータの信頼性を確保する観点から、次に掲げる事項を踏まえて動物実験計画を立案し、「動物実験審査申請書（新規・継続）」（様式1）及び「動物実験研究計画書」（様式2）を、学部長並びに副学長を通じて学長に提出すること。

(1) 研究の目的、意義及び必要性。

(2) 代替法を考慮して、実験動物を適切に利用すること。

(3) 実験動物の使用数削減のため、動物実験等の目的に適した実験動物種の選定、動物実験成績の精度と再現性を左右する実験動物の数、遺伝学的及び微生物学的品質並びに飼養条件を考慮すること。

(4) 苦痛の軽減により、動物実験等を適切に行うこと。

(5) 苦痛度の高い動物実験等、例えば、致死的な毒性試験、感染実験、放射線照射実験等を行う場合は、動物実験等を計画する段階で人道的エンドポイント（実験動物を激しい苦痛から解放するための実験を打ち切るタイミング）の設定を検討すること。

② 学長は、動物実験責任者から「動物実験研究計画書」（様式2）の提出を受けたときは、委員会に審査を付議し、委員長はその結果を「動物実験審査結果報告書」（様式7）により学長に報告する。学長は、その報告を参酌して実験の実施の可否を決定する。なお、この決定は、「動物実験審査結果通知書」（様式3）により、当該動物実験責任者に通知する。

③ 動物実験実施者は、動物実験計画について学長の承認を得た後でなければ、実験を行うことができない。

(実験操作)

第8条 動物実験実施者は、動物実験等の実施に当たって、この規程の定めるところにより、法律、飼養保管基準、指針等に即するとともに、特に以下の事項を遵守すること。

- (1) 適切に維持管理された施設等において動物実験等を行うこと。
- (2) 「動物実験研究計画書」(様式2)に記載された事項及び次に掲げる事項を遵守すること。
 - (ア) 適切な麻酔薬、鎮痛薬等の利用
 - (イ) 実験の終了の時期(人道的エンドポイントを含む。)の配慮
 - (ウ) 適切な術後管理
 - (エ) 適切な安楽死の選択
- (3) 安全管理に注意を払うべき実験(物理的、化学的に危険な材料、病原体、遺伝子組換え動物等を用いる実験)については、関係法令等及び本学における関連する規程等に従うこと。
- (4) 物理的、化学的に危険な材料又は病原体等を扱う動物実験等について、安全のための適切な施設や設備を確保すること。
- (5) 実験実施に先立ち必要な実験手技等の習得に努めること。
- (6) 侵襲性の高い大規模な存命手術に当たっては、経験等を有する者の指導下で行うこと。

- ② 動物実験責任者は、動物実験計画を実施した後、「動物実験結果報告書」(様式4)により、速やかに学長に報告しなければならない。

(飼養保管施設の設置)

第9条 飼養保管施設を設置(変更を含む。)する場合、管理者が「飼養保管施設設置承認申請書」(様式5)を提出し、学長の承認を得るものとする。その際、以下の要件を満たすこととする。

- (1) 適切な温度、湿度、換気、明るさ等を保つことができる構造等とすること。
- (2) 動物種や飼養保管数等に応じた飼養設備を有すること。
- (3) 床や内壁などが清掃、消毒等が容易な構造で、器材の洗浄や消毒等を行う衛生設備を有すること。
- (4) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有すること。
- (5) 臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。
- (6) 実験動物管理者が置かれていること。

- ② 学長は、管理者から「飼養保管施設設置承認申請書」(様式5)の提出を受けたときは、委員会に調査を要請し、委員長はその結果を当該申請書に付記し学長に報告する。学長は、その報告を参酌して設置の可否を決定する。

(実験室の設置)

第10条 飼養保管施設以外において、実験室を設置(変更を含む。)する場合、管理者が「実験室設置承認申請書」(様式6)を提出し、学長の承認を得るものとする。

- ② 学長は、管理者から「実験室設置承認申請書」(様式6)の提出を受けたときは、委員会に調査を要請し、委員長はその結果を当該申請書に付記し学長に報告する。学長は、その報告を参酌して設置の可否を決定する。
- ③ 動物実験実施者は、学長の承認を得た実験室でなければ、当該実験室での動物実験等(48時間以内の一時的保管を含む。)を行うことができない。

(実験室の要件)

第11条 実験室は、以下の要件を満たすこと。

- (1) 実験動物が逸走しない構造及び強度を有し、実験動物が室内で逸走しても捕獲

しやすい環境が維持されていること。

(2) 排泄物や血液等による汚染に対して清掃や消毒が容易な構造であること。

(3) 常に清潔な状態を保ち、臭気、騒音、廃棄物等による周辺環境への悪影響を防止する措置がとられていること。

(維持管理及び改善)

第12条 管理者は、実験動物の適正な管理並びに動物実験に必要な施設等の維持管理及び改善に努めること。

(施設等の廃止)

第13条 施設等を廃止する場合は、管理者が「施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届」（様式8）を学長に届け出ること。

② 管理者は、必要に応じて動物実験責任者と協力し、飼養保管中の実験動物を他の飼養保管施設に譲り渡すよう努めること。

(マニュアルの作成)

第14条 管理者及び実験動物管理者は、飼養保管のマニュアルを定め、動物実験実施者及び飼養者に周知すること。

(実験動物の健康及び安全の保持)

第15条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の保持に努めること。

(実験動物の導入)

第16条 管理者は、実験動物の導入に当たっては、関連法令や指針等に基づき適正に管理されている機関より導入すること。

② 実験動物管理者は、実験動物の導入に当たり、適切な検疫、隔離飼養等を行うこと。

③ 実験動物管理者は、実験動物の飼養環境への順化・順応を図るための必要な措置を講じること。

(給餌・給水)

第17条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験動物の生理、生態、習性等に応じて、適切に給餌・給水を行うこと。

(健康管理)

第18条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病を予防するため、実験動物に必要な健康管理を行うこと。

② 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、実験目的以外の傷害や疾病にかかった場合、実験動物に適切な治療等を行うこと。

(異種又は複数動物の飼養)

第19条 管理者及び実験動物管理者は、異種又は複数の実験動物を同一施設内で飼養、保管する場所、その組み合わせを考慮した収容を行うこと。

(記録の保存及び報告)

第20条 管理者等は、実験動物の入手先、飼養履歴、病歴等に関する記録を整備、保存すること。

② 管理者は、年度ごとに飼養保管した実験動物の種類と数等について、学長に報告すること。

(譲渡の際の情報提供)

第21条 管理者等は、実験動物の譲渡に当たり、その特性、飼養保管の方法、感染性疾病等に関する情報を提供すること。

(輸 送)

第22条 管理者等は、実験動物の輸送に当たり、飼養保管基準を遵守し、実験動物の健康及び安全の確保、人への危害防止に努めること。

(危害防止)

第23条 管理者は、逸走した実験動物の捕獲の方法等をあらかじめ定めること。

- ② 管理者は、人に危害を加える等の恐れのある実験動物が施設等外に逸走した場合には、速やかに関係機関へ連絡すること。
- ③ 管理者は、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に係る、実験動物由来の感染症やアレルギー等に関すること及び実験動物による咬傷等に対して、予防及び発生時の必要な措置を講じること。
- ④ 管理者は、毒へび等の有毒動物の飼養又は保管をする場合、人への危害の発生の防止のため、飼養保管基準に基づき必要な事項を別途定めること。
- ⑤ 管理者は、実験動物の飼養や動物実験等の実施に関係のない者が実験動物等に接触しないよう、必要な措置を講じること。

(緊急時の対応)

第24条 管理者は、地震、火災等の緊急時にとるべき措置の計画をあらかじめ作成し、関係者に対して周知を図ること。

- ② 管理者は、緊急事態発生時において、実験動物の保護、実験動物の逸走による危害防止に努めること。

(人と動物の共通感染症の対応)

第25条 実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者は、人と動物の共通感染症に関する十分な情報の収集及び知識の習得に努めること。

- ② 管理者、実験動物管理者、動物実験責任者及び動物実験実施者は、人と動物の共通感染症の発生時において、必要な措置を迅速に講じられるよう公衆衛生機関等との連絡体制の整備に努めること。

(教育訓練の実施)

第26条 学長は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者に、以下の事項に関する所定の教育訓練を受講させること。なお、学長は、教育訓練を受講していない者に動物実験や施設等の利用を認めることはできない。

- (1) 関連法令、指針等、本学の定める規程等
 - (2) 動物実験等の方法に関する基本的事項
 - (3) 実験動物の飼養保管に関する基本的事項
 - (4) 安全確保、安全管理に関する事項
 - (5) 人と動物の共通感染症に関する事項
 - (6) その他、適切な動物実験等の実施に関する事項
- ② 学長は、管理者に動物実験の適正な実施の管理に資する監督官庁監修下の教育訓練や説明会等を受講させること。
 - ③ 学長は、委員会に教育訓練の定期的な実施を指示し、その報告をさせること。
 - ④ 学長は、委員会に教育訓練の実施日、教育内容、講師及び受講者名の記録を保存させること。

(自己点検・評価)

第27条 学長は、委員会に、基本指針への適合性に関し、自己点検・評価を行わせること。

- ② 委員会は、動物実験等の実施状況等に関する自己点検・評価を行い、その結果を学

長に報告しなければならない。

- ③ 委員会は、管理者、実験動物管理者、動物実験責任者、動物実験実施者及び飼養者等に、自己点検・評価のための資料を提出させることができる。
- ④ 学長は、自己点検・評価の結果について、学外の者による検証を受けるように努めること。

(情報公開)

第28条 本学における、動物実験等に関する情報（動物実験等に関する規程、実験動物の飼養保管状況、自己点検・評価・検証の結果等の公開方法等）を毎年1回程度公表する。

(準用)

第29条 第2条第5号に定める実験動物以外の動物を使用する動物実験等については、飼養保管基準の趣旨に沿って行うよう努めること。

(適用除外)

第30条 畜産に関する飼養管理の教育若しくは試験研究又は畜産に関する育種改良を目的とした実験動物（一般に、産業用家畜と見なされる動物種に限る。）の飼養又は保管、及び生態の観察を行うことを目的とした実験動物の飼養又は保管については、この規程を適用しない。

(庶務)

第31条 動物実験に関する庶務は、経営管理局情報センター室が処理する。

(補則)

第32条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は委員会の議を経て学長がこれを定める。

(規程の改廃)

第33条 この規程の改正又は廃止は、委員会及び教授会の議を経て学長がこれを行う。

附 則

この規程は、平成20年10月1日付けで制定し、同日より施行する。 (制 定)

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

(目的の項、様式1、様式3から様式7の改正)

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

(目的の項、動物実験計画の立案・審査・承認等の項、実験操作の項、飼養保管施設の設置の項、実験室の設置の項、施設等の廃止の項、自己点検・評価の項、適用除外の項、庶務の項、補則の項(旧：雑則の項)、規程の改廃の項の改正。様式5(動物実験(終了・中止)報告書)の削除及び様式6以降の様式番号の繰上げ、様式1から様式8の改正)

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(定義の項、適用範囲の項、動物実験計画の立案・審査・承認等の項、実験操作の項、実験室の設置の項、実験動物の健康及び安全の保持の項、給餌・給水の項、健康管理の項、異種又は複数動物の飼養の項(旧：異種又は複数動物の飼育の項)、危害防

止の項、教育訓練の実施の項、様式 1 から様式 8 の改正。基本原則の項、人と動物の共通感染症の対応の項の追加)

附 則

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

(目的の項の改正、様式 1、様式 3、様式 4、様式 5、様式 6 及び様式 7 の改正)

(様式1)

※受付番号 _____

副学長	学部長

動物実験審査申請書 (新規・継続)

令和 年 月 日

至 学 館 大 学
学 長 谷 岡 郁 子 殿

申請者 (動物実験責任者)

所属・職名 _____

氏 名 _____ ㊞

1. 課 題 名			
[他の機関の承認番号(*) : 第 _____ 号 (機関名 : _____)]			
2. 動 物 名		3. 匹 (頭) 数	
4. 入 手 元			
5. 実 験 期 間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
6. 実験実施場所			
7. 飼 養 場 所			

(*)他の機関又は研究者との共同研究による申請の場合に記入。

(様式2)

令和 年 月 日

動物実験研究計画書

1. 動物実験責任者 (申請者)	所属・職名 _____ 氏 名 _____ ⑩
2. 動物実験実施者	所属・職名 _____ 氏 名 _____ 所属・職名 _____ 氏 名 _____ 所属・職名 _____ 氏 名 _____ 所属・職名 _____ 氏 名 _____
3. 研究課題	
4. 研究の目的及び必要性	
5. 実験動物の代替 について	(該当するものを○で囲んでください) 1. 代替手段がない 2. 代替手段では精度が不十分 3. 代替手段の経費莫大 4. その他 【理由】 _____
6. 実験動物の数の妥当性 と必要性について	
7. 使用する動物種の妥当 性と必要性について	

8. 特殊実験区分について (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 感染実験 安全度分類: <input type="checkbox"/> BSL1 <input type="checkbox"/> BSL2 <input type="checkbox"/> BSL3
	<input type="checkbox"/>	2. 遺伝子組換え動物使用実験 区分: <input type="checkbox"/> P1A <input type="checkbox"/> P2A <input type="checkbox"/> P3A
	<input type="checkbox"/>	3. 放射性同位元素・放射線使用実験
	<input type="checkbox"/>	4. 化学発癌・重金属実験
	<input type="checkbox"/>	5. 該当なし
9. 動物実験の種類 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 試験・研究
	<input type="checkbox"/>	2. 教育・訓練
	<input type="checkbox"/>	3. その他
10. 動物実験を必要とする理由 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 検討したが、動物実験に替わる手段がなかった。
	<input type="checkbox"/>	2. 検討したが、代替手段の精度が不十分だった。
	<input type="checkbox"/>	3. その他
11. 想定される苦痛の カテゴリー (*) 〔 研究計画の中で、最も苦痛の 重い処置についてのカテゴリー を選択し、該当を■ 〕	<input type="checkbox"/>	B 脊椎動物を用い、動物に対してほとんどあるいはまったく不快感を与えないと思われる実験
	<input type="checkbox"/>	C 脊椎動物を用い、動物に対して軽度のストレスまたは痛み（短時間持続するもの）を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	D 脊椎動物を用い、回避できない重度のストレスまたは痛み（長時間持続するもの）を伴うと思われる実験。
	<input type="checkbox"/>	E 無麻酔下の脊椎動物に、耐えうる限界に近いまたはそれ以上の痛みを与えらると思われる実験。
12. 動物の苦痛軽減、排除 の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 短時間の保定・拘束および注射など、軽微な苦痛の範囲であり、特に処置を講ずる必要はない。
	<input type="checkbox"/>	2. 科学上の目的を損なわない苦痛軽減方法は存在せず、処置できない、
	<input type="checkbox"/>	3. 麻酔薬・鎮痛薬等を使用する。 (薬剤名およびその投与の量・方法を記入:)
	<input type="checkbox"/>	4. 動物が耐えがたい痛みを伴う場合、適切な時期に安楽死措置をとるなどの人道的エンドポイントを考慮する。
	<input type="checkbox"/>	5. その他 ()
13. 安楽死の方法 (該当項目をすべて■)	<input type="checkbox"/>	1. 麻酔薬等の使用 (薬剤名及びその投与の量・方法を記入:)
	<input type="checkbox"/>	2. 炭酸ガス
	<input type="checkbox"/>	3. 中枢破壊法 ()
	<input type="checkbox"/>	4. 安楽死させない (理由:)
14. 動物死体の処理方法 (該当項目を■)	<input type="checkbox"/>	1. 外部業者に委託
	<input type="checkbox"/>	2. その他 (具体的に記入:)

(*) Scientists Center for Animal Welfare (SCAW)が作成した「Categories of Biomedical Experiments Based on Increasing Ethical Concerns for Non-human Species」(動物実験処置に関する苦痛分類)のカテゴリーAからEのうち、Aを除き、項目を立てている。

(様式3)

動物実験審査結果通知書

令和 年 月 日

殿

至 学 館 大 学

学 長 谷 岡 郁 子

受 付 番 号 _____

課 題 名 _____

動物実験責任者 _____

先に申請のあった上記課題に係る動物実験研究計画について、下記のとおり決定したので報告します。

記

【判 定】 (該当に○を)	1. 承 認	2. 条件付承認 (条件は下記へ)
		[承認番号 第 _____ 号]
	3. 否 決	4. 該当せず
【理由または条件】 		

(様式4)

動物実験結果報告書

令和 年 月 日

至 学 館 大 学

学 長 谷 岡 郁 子 殿

申請者（動物実験責任者）

所属・職名

氏 名

印

動物実験規程第8条第2項に基づき、下記のとおり報告します。

1. 承認番号・課題名
2. 実験の結果（該当項目に■表示し、概要を記入）〔 □計画どおり実施 □一部変更して実施 □中止 〕 ○ 実験(終了・中止)年月日 令和____年____月____日 ○ 実験動物の処分年月日 令和____年____月____日 使用匹(頭)数_____
3. 成果（予定を含む）
4. 特記事項

(様式5)

飼養保管施設設置承認申請書

令和 年 月 日

至 学 館 大 学

学 長 谷 岡 郁 子 殿

申請者 (管理者*)

所属・職名 _____

氏 名 _____ (印)

動物実験規程第9条に基づき、下記のとおり申請します。

1. 飼養保管施設の名称	
2. 施設の管理体制	<実験動物管理者> 所属： 職名： 氏名： <飼養者> 所属： 職名： 氏名：
3. 施設の概要	①建物の構造： (例：鉄筋コンクリート造) ②空調設備： (例：温湿度制御、換気回数等) ③飼養保管する実験動物種： ④飼養保管設備 (飼育ケージ等)： ⑤逸走防止策 (ケージの施錠、前室の有無、窓及び排水口の封鎖の設備の有無等) ⑥衛生設備 (洗浄・消毒・滅菌等の設備) ⑦臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策

(*) 動物実験規程第3条第9号に定められた「管理者」

(様式6)

実験室設置承認申請書

令和 年 月 日

至 学 館 大 学

学 長 谷 岡 郁 子 殿

申請者 (管理者*)

所属・職名 _____

氏 名 _____ (印)

動物実験規程第10条に基づき、下記のとおり申請します。

1. 実験室の名称	
2. 実験室の管理体制	<実験室管理者> 所属： 職名： 氏名：
3. 実験室の概要	①実験室の面積：(m ²) ②実験に使用する実験動物種： ③実験設備 (特殊装置の有無等) ④逸走防止策 (ケージの施錠、前室の有無、窓及び排水口の封鎖の設備の有無等) ⑤臭気、騒音、廃棄物等による周辺への悪影響防止策
4. 特 記 事 項 〔 例：化学的危険物質や 病原体等を扱う場合等 の設備構造の有無等 〕	

(*) 動物実験規程第3条第9号に定められた「管理者」

(様式7)

動物実験審査結果報告書

令和 年 月 日

至 学 館 大 学

学 長 谷 岡 郁 子 殿

動物実験委員会

委員長 _____ (印)

受 付 番 号 _____

課 題 名 _____

研 究 責 任 者 _____

先に諮問のあった上記課題に係る動物実験研究計画について、令和 年 月 日に本委員会で審査した結果、下記のとおり決定したので答申します。

記

【判 定】 (該当に○を)	1. 規程に適合する	2. 下記条件を満たせば規程に適合する
	3. 規程に適合しない	4. 該当しない
【理由または条件】		

(様式8)

施設等（飼養保管施設・動物実験室）廃止届

令和 年 月 日

至 学 館 大 学

学 長 谷 岡 郁 子 殿

申請者（管理者*）

所属・職名 _____

氏 名 _____ ⑩

動物実験規程第13条に基づき、下記のとおり施設の廃止を届出します。

記

1. 廃止する飼養保管施設または実験室の名称および承認番号
2. 廃止年月日
3. 廃止後の利用予定
4. 廃止時に残存した飼養保管動物の措置（飼養保管施設の場合のみ）

(*動物実験規程第3条第9号に定められた「管理者」)

動物実験及び飼養保管マニュアル

このマニュアルは、動物実験規程第13条に基づき、実験動物の飼養保管施設及び飼養保管並びに動物実験に関する必要な事項を定めたものである。

1. 動物実験を始める前に

- 1) 動物を用いて実験を行う場合は、「動物実験規程」及びこの「動物実験及び飼養保管マニュアル」を熟読し、十分に理解してください。
- 2) 実験を始めるにあたっては、あらかじめ、動物実験審査申請書及び動物実験研究計画書を作成し、情報センター室に提出してください。動物実験研究計画書の作成にあたっては「3Rの原則」(※)に基づき、使用動物数の削減・実験動物の苦痛軽減・動物を使わない実験への代替を十分に検討してください。実験は、計画書提出後、学長の承認を得てから開始してください。

(※) 「3Rの原則」とは、「動物の愛護及び管理に関する法律」に定められた動物実験の基準理念で、当該法律の第41条において次のような主旨で示されています。

- ・ Replacement (代替法の利用)
「できる限り動物を供する方法に代わり得るものを利用すること」
意識・感覚のない低位の動物種、in vitro (試験管内実験) への代替、重複実験の排除
- ・ Reduction (使用数の削減)
「できる限りその利用に供される動物の数を少なくすること」
使用動物数の削減、科学的に必要な最少の動物数使用
- ・ Refinement (苦痛の軽減)
「できる限り動物に苦痛を与えないこと」
苦痛軽減、安楽死措置、飼育環境改善など

- 3) 前項の手続きにより学長の承認を得られたときは、管理者(動物実験規程第3条第9項に定められた「管理者」をいう。以下、同じ。)から実験の責任者に動物実験室(217室)の鍵が貸与されます。

4) 教育訓練(講習会)の受講

動物実験及び実験動物の飼養管理を含む生体を扱う場合、動物実験規程に基づき教育訓練(講習会)を必ず受講してください。また、授業等の実習で実験動物(生体)を扱う場合、担当教員等からの講習を受講してください。

受講については、動物実験委員会(飼養者に対しては、動物実験責任者もしくは担当教員等)が、以下の要領で実施・運営します。

- (1) 受講対象者
 - a) 管理者、実験動物管理者
 - b) 動物実験責任者、動物実験実施者

- c) 飼養者
- d) 上記以外の施設の管理・運営に係る職員(教育職員、事務職員)

なお、c) 及び d) の者が、a) もしくは b) を対象とした教育訓練に参加したときは、原則、受講したものとして扱います。

(2) 受講内容

前号の立場に分け、動物実験規程に基づく教育訓練をそれぞれの実施者の下で開催します。

- a) 管理者、実験動物管理者

文部科学省及び環境省、またはこれら監督官庁の委託や公私立大学実験動物施設協議会が開催する教育訓練や説明会等の開催案内や通知を受け、管理者が必要と判断したものであるもの

- b) 動物実験責任者、動物実験実施者

動物実験委員会が企画するもの

- c) 飼養者

動物実験責任者が企画するもの

- d) 上記以外の施設の管理・運営に係る職員

b) または c) の機会を活用

なお、動物実験責任者及び動物実験実施者の中で、やむを得ず本学での教育訓練に参加できず、他の機関等で受講した場合は、受講した証明と開催者が配付する受講内容の表を添付し、動物実験委員会に指定の報告書を提出し、教育訓練受講の認定を仰いでください。

(3) 受講の時機

- a) 管理者、実験動物管理者

管理者の判断に基づき、適時、受講

- b) 動物実験責任者、動物実験実施者

動物実験の適正な実施を維持していくために、毎年、受講

定例の教育訓練(研修会・講習会等)は、毎年1月に開催を予定します。新任の職員に対しては、別に案内をします。なお、動物実験を実施する前迄に受講していない、あるいは教育訓練受講後3年を経過している場合は、本学での動物実験及び施設等の利用は認められません。

- c) 飼養者

動物実験責任者が指定する機会に受講

なお、この機会は、施設の入入り及び実験動物に接触する機会の前でなければなりません。

- d) 上記以外の施設の管理・運営に係る職員

b) または c) の機会を活用

(4) 教育訓練の実施記録

教育訓練を実施した際は、動物実験規程に基づき、その内容を動物実験委員会に報告してください。また、講義や授業を通じて実施した教育訓練も、同様の取り扱いを行ってください。

2. 実験動物の飼養保管施設(以下、「施設」という。)の立ち入りにあたって

1) 施設の環境保全

施設に入室する際は、以下の確認を必ず行ってください。

(1) 室温

- ・ 確認する室温測定器は、空調制御器(青色の制御盤装置)
- ・ 現在の室温は、上記機器の「CONTROLLER」の「温度調節計」下の「P V」(赤色のインジケーター)の測定値で確認
- ・ 適正温度は、20～26℃
- ・ 上記機器の設定温度は、22.3℃。(上項の室温確認の際のP Vの下の「S V」(緑色のインジケーター)の値)

(2) 湿度

- ・ 確認する湿度測定器は、室温と同様、空調制御器(青色の制御盤装置)
- ・ 現在の湿度は、上記機器の「CONTROLLER」の「湿度調節計」下の「P V」(赤色のインジケーター)の測定値で確認
- ・ 適正湿度は、40～60%
- ・ 上記機器の設定湿度は、55.0%。(上項の湿度確認の際のP Vの下の「S V」(緑色のインジケーター)の値)

(3) 照明機器の点灯

蛍光灯及び殺虫灯が正常に点灯しているかを確認してください。

(蛍光灯の適正照度の目安は、150～300Lux。殺虫灯は、常時点灯)

(4) 逸走防止の「ねずみ返し」

外れたり移動していないかを確認してください。

(5) 施設の保全状態

室内が散らかったり、汚れが放置されていないかを確認してください。

※ 動物実験室(217室)の警告灯〔2000号館北側の警備室寄りの欄干上に設置〕の点灯による警報への対応は、「動物実験室の異常警告(パトライト点灯)後の取扱い」を参照してください。

2) 施設の入退室の手順とルール

- (1) 施設への入退室は、動物実験の飼養並びに実験もしくは施設の維持・管理のための保全活動に限る
- (2) 実験動物の居る処に外気が入らないように、施設の出入口には二重に出入用の扉を設けている。外気が入らないよう、扉の開け閉めには細心の注意を払う
- (3) 備え付けの管理ノートに、以下を記録する

- ・ 研究室名
 - ・ 氏 名（代表者だけでなく入室者全員の氏名を記入）
 - ・ 目 的（記入例：「飼養のため」、「施設の管理・点検のため」）
 - ・ 入室時刻
- (4) 施設外で着用した白衣等を入口で脱衣し、ロッカーに納める
- (5) 入室する際は、以下のことを行う
- ・ 照明器を点灯(殺虫灯が点灯していることを確認)
 - ・ 専用のスリッパに履き替え
 - ・ 指定された手洗い場で手と指を洗淨し、備え付けの薬品で消毒
 - ・ マスクと手袋を装着
 - ・ 各自で用意した施設内専用の白衣(長袖)を着用
- (6) 退室する際は、以下のことを行う
- ・ 清掃及び消毒薬による消毒(参照：4.の3))
 - ・ マスクと手袋を施設外の指定の場所に廃棄
 - ・ 指定された手洗い場で手と指を洗淨
 - ・ 照明器を消灯(殺虫灯は点灯を維持)
- (7) 備え付けの管理ノート((3)のもの)に、退室時刻を記載する
- (8) 施設内での飲食は厳禁
実験動物の健康管理上、絶対に飲食をしないでください。
- (9) 施設内では、大きな声で話をしない
実験動物の健康管理上、静寂を保つようにしてください。
- 3) 健康管理について
- 施設使用者の健康管理については、以下のことを厳守してください。
- (1) 入退室の際は、必ず指定された手洗い場にて手指を洗淨
- (2) 入室の際は、人への感染を防止するため、必ず手袋とマスクを着用
- (3) 施設内では、必ず施設内専用の白衣(長袖)を着用
施設以外の白衣での入室は禁止します。
- (4) 体調不良のときは以下のことを行うと共に、施設への入室を禁止
- ・ 本人もしくは他の動物実験実施者あるいは飼養者が体調不良と思われるときは動物実験責任者(担当教員)に必ず報告
 - ・ 動物実験責任者(担当教員)は、動物実験実施者や飼養者の健康管理に留意
 - ・ 動物との接触等でアレルギーが発症するあるいはその疑いがある場合は、入室をしない、させない。また、疑いのある場合、施設の入室や動物との接触により発症しないとの医師の所見を得られるまでは、入室できない(アナフィラキシーショックの防止のためにも十分に留意。)
 - ・ 感染症は人から動物並びに動物から人への感染があるので、動物実験責任者(担当教員)から人と動物の共通感染症に関する情報を得て、適切に対処する。また、感染症発生時には必ず動物実験責任者(担当教員)に報告をすると共に、動物実験責任者(担

当教員)の指示に従う

3. 実験動物の施設への搬入について

1) 施設で扱える動物種

原則、ラット、マウス及びモルモットに限定します。(施設が狭隘のため。)

2) 施設で扱える実験動物の数

既存の飼養状況や実験の仕様により、適正に飼養できる匹数をその都度確認するため、定数を定めません。

特に、多くの実験動物を飼養し実験を計画する場合は、事前に管理者と打ち合わせをし、可能であることが確認できた上で、動物実験研究計画書を作成してください。

3) 実験用動物の購入先

原則、3大繁殖業者(日本チャールス・リバー株式会社、日本クレア株式会社、日本エスエルシー株式会社)から購入してください。

やむを得ずそれ以外の業者から購入する場合は、あらかじめ微生物モニタリング成績を管理者に提出し承諾を得てください。

4) 他の施設からの譲り受け

事前に管理者に相談してください。

5) 実験用動物の搬入時の留意点

速やかに施設の指定場所(箇所、区画)に移し、適切な給餌、給水を行ってください。

4. 実験動物の飼養方法について

実験動物の飼養方法については、以下のことを厳守してください。

1) 飼養管理

(1) 実験動物の収容

3. 1) の動物種の収容には、ケージを使用する。

ケージの容積と収容匹数の目安を、以下のとおりとします。

○マウス

ケージ外寸 (幅×奥×高(mm))	収 容 匹 数 目 安			
	～10g	～15g	～25g	25g～
184×290×160	8	6	4	3
184×332×147	10	7	5	4
235×353×160	14	10	7	5
332×374×147	23	17	11	9

○ラット

ケージ外寸 (幅×奥×高(mm))	収 容 匹 数 目 安					
	～100g	～200g	～300g	～400g	～500g	500g～
247×355×198	5	3	3	2	1	1
355×499×198	11	8	6	4	3	2

(2) 給餌、給水、体重測定、床敷交換、ケージ洗浄等は、動物実験責任者の指示の下、実施してください。なお、次のことについては、実施の目安を以下のとおりとします。

ケージや給水瓶の交換 … 週1回

マウスのケージには、床敷材を入れることが望ましい(床敷材は、底から約2～3 cmの高さを目安とします。)

2) 飼料と床敷の備え置き

動物実験責任者が、手配・用意してください。

3) 感染予防(防御)と衛生維持

(1) 消毒薬の常備

各施設に、消毒薬を切らすことのないように常備

(2) 処置対象

ラック内及び床

(3) 処置方法

備え付けの消毒薬を対象箇所に散布し、拭き取る

(4) 動線に対する配慮と対処

例えば、清潔なものと汚れたものを混同せず、分けて扱う など

5. 麻酔及び安楽死に使用する薬品について

1) 動物愛護の精神に則り、動物実験責任者の監督下で、麻酔及び安楽死を実施してください。

2) 吸入にて麻酔を行う際は、指定された吸入機器を用いて実施してください。

3) 麻酔薬として、以下の薬剤の使用は認めません。(使用禁止)

(1) ウレタン

理由：ウレタンは変異原物質で、IARC(国際ガン研究機構)から人に対する発癌性が疑われる化学物質(2B 発がん物)と分類。皮膚から吸収されると深刻な健康被害にさらされる危険性が高いため。

(2) エーテル

理由：エーテルは引火性爆発性の物質で、労働安全衛生上極めて危険であることと、動物に対しても気道刺激性が強い性質があり、国内外問わず麻酔薬としてほとんど使用されていないため。また、医薬品としても販売されていない。

(3) アバチン(トリブロモエタノール)

理由：アバチン(トリブロモエタノール)はマウスの麻酔薬として腹腔内投与に以前は使用されていたが、多くの副作用事例や支障が報告され、研究成果の国際ジャーナルへの投稿に際して、この薬剤を用いた研究報告は不採択とされる傾向が高いため。また、医薬品としても販売されていない。

別途、ペントバルビタールを単独で使用することは、原則、認めません。

この薬剤は睡眠作用が強力ですが、心臓血管系及び呼吸器系の抑制作用が強く、また、麻酔期が得られる用量では呼吸中枢の抑制が著しく強く、さらに、鎮痛作用や筋弛緩作用がありません。ただし、安楽死用薬剤としては、極めて有用です。

ペントバルビタールと他剤との併用の場合：種々の理由から、ペントバルビタールを使用しなければならないときは、吸入麻酔薬(イソフルラン、セボフルラン等)と併用する場合や、他の注射麻酔薬(メデトミジンとミダゾラム)と混合するなど、ペントバルビタールの量を大幅に減らし、呼吸抑制の危険性を低下させ、他剤で鎮痛と筋弛緩作用を補う等して使用してください。

4) 麻酔薬等の薬剤の入手・保管等の管理について

- (1) 薬剤の取り扱いに関しては、「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」(以下、「薬機法」という。)及び関係法令に基づき、その入手、保管用法及び用量を守ってください。

投与方法	薬品名・成分名	承認・規制区分	用法
吸入	イソフルラン	劇薬、処方箋医薬品	
注射	ペントバルビタール	劇薬、向精神薬、処方箋医薬品	参照：3) 吸入時：イソフルランと併用 注射時：メデトミジンとミダゾラムを混合
	メデトミジン (デクスメデトミジン)	劇薬、処方箋医薬品 指定医薬品	三種混合使用時の構成薬の一つ
	ミダゾラム	医薬品、向精神薬	三種混合使用時の構成薬の一つ
	ベトルフェール (ブトルフェーノール酒酸塩)	劇薬、要指示医薬品、 指定薬品	三種混合使用時の構成薬の一つ
	ケタミン	劇薬、麻薬、 処方箋医薬品	二種混合使用時の構成薬の一つ
	キシラジン (塩酸キシラジン)	劇薬、要指示医薬品、 指定医薬品	二種混合使用時の構成薬の一つ

- ・ 劇薬：薬機法に基づき厚生労働大臣が指定。〈劇〉の字と品名を白地に赤枠赤字で表示。他の医薬品と区別して貯蔵・陳列
- ・ 処方箋医薬品：医師等の処方箋が必要な医薬品
- ・ 向精神薬：麻薬及び向精神薬取締法に規定された薬剤を取り扱うには、同法第50条の5第1項に基づき、「向精神薬試験研究施設設置者」の登録(県知事の許可)が必要。

〔 本学は登録(許可取得)済み(登録日：2003(H15)年2月3日 再交付第69号)。
所轄：愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課、知多保健所 〕

- ・ 指定医薬品：農林水産大臣が指定するもので薬剤師の取り扱いを要する医薬品動物用医薬品等取締規則第115条の2(別表第1)に規定された医薬品
- ・ 要指導医薬品：入手等に、薬剤師の対面による情報提供や指導が必要な医薬品
- ・ 要指示医薬品：獣医師の処方箋の交付を受ける必要のある医薬品
- ・ 麻薬：麻薬及び向精神薬取締法に規定された薬剤を取り扱うには、同法第3条第1項に基づき、「麻薬研究者」の免許(県知事の免許)が必要。〔免許の有効期間は、免許日から2年後の年末迄(最長3年間)。取り扱う実験実施者が保持しなければならない。更新や再発行を含め免許証を受けた際は、その写しを総務課及び情報センター室に提出。所轄：愛知県保健医療局生活衛生部医薬安全課、知多保健所〕

(2) 麻薬及び向精神薬、処方箋医薬品・要指導医薬品及び要指示医薬品の取り扱いについては、以下のとおりとします。

○ 麻薬及び向精神薬

取り扱いの前提条件：上記の法令に基づく許可及び免許を保有していること

・ 取扱い薬品

ケタミン(麻薬)、ペントバルビタール(向精神薬)、ミダゾラム(向精神薬)

・ 購入先

法定に基づく資格や条件を備えた業者等から購入

・ 購入者

麻薬：麻薬研究者免許取得者

向精神薬：管理者

・ 保管方法

施錠、固定できる薬品庫に保管

保管場所：215研究室

施錠管理者：管理者

・ 現有量、使用量の管理

麻薬研究者免許取得者もしくは免許取得者立会いのもと使用し、その使用内容(使用者、使用日、使用量、残量)を管理台帳に記録し、厳正に使用・運用

○ 処方箋医薬品・要指導医薬品及び要指示医薬品

取り扱いの前提条件：処方箋医薬品及び要指示医薬品 … 医師もしくは獣医師の

処方箋を得ること

要指導医薬品 … 薬剤師の対面指導を受けること

・ 取扱い薬品

イソフルラン、ペントバルビタール、メドミジン(デクスメドミジン)、ベトルファール、キシラジン

・ 購入先

法令に基づく資格や条件を備えた業者等から購入

- ・ 保管方法
麻薬及び向精神薬の保管方法に準じて保管
- ・ 現有量、使用量の管理
使用内容(使用者、使用日、使用量、残量)を管理台帳に記録し、厳正に使用・運用

5) 安楽死の方法について

実験動物の絶命は安楽死を選択し、安楽死は「動物の殺処分方法に関する指針」(平成7年7月4日 総理府告示第40号)及び国際ガイドラインに基づき実施してください。

なお、安楽死とは苦痛無く生を終わらせることであり、苦痛の無い死の条件とは急速な意識の消失後に心臓と呼吸を停止させることです。

薬品の取り扱いについては、前記の 3) 及び 4) を参照してください。

6. 屍体処理について

実験動物の屍体の処理は、以下の要領で実施してください。

なお、安置された屍体は、業者により、後日、動物専用霊園に運搬され、火葬します。

1) 屍体処理簿への記載

記載事項 …月日、研究室名、動物実験責任者名、冷凍庫への廃棄者名、実験に使用した動物名(統計処理の関係上、動物種毎に記載)、匹(頭)数及び総重量

2) 屍体を安置するところ

施設に設置してある屍体処理用の指定の冷凍庫内

7. 廃棄物の取り扱いについて

1) 動物輸送箱は、ダンボール製及びリサイクルできる樹脂製のエコンアークは中身を廃棄し、指定の廃棄場所に整理して置いてください。

2) 床敷の空箱や空飼料袋等は、指定の廃棄場所に整理して置いてください。

8. 災害等の異常事態への対応について

大規模地震の発生による行動や対応については、「大地震対応マニュアル」及び「実験動物に対する緊急時の対応について」並びに「〔別紙〕動物実験室における災害対応マニュアル」に基づき、生命保護(身の安全の確保)、避難、被災に対する初期動作・対処、状況の共有(情報等の伝達・連絡)を行なってください。

1) 主だった初期動作・対処

被害の最少化と動物福祉の観点に基づき、以下の原則の下、臨機応変に対応してください。

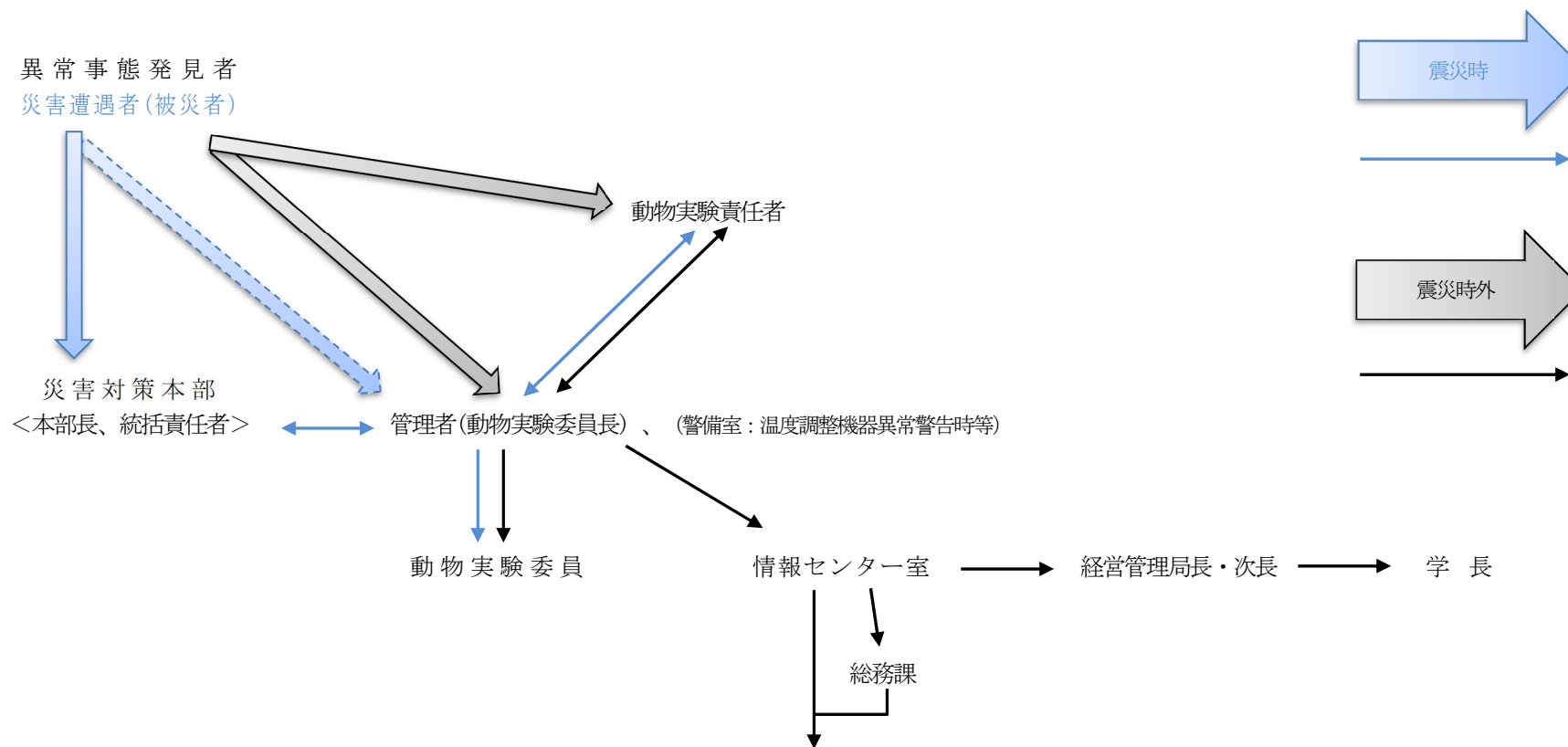
(1) 実験中の動物への対応

- ・ 災害発生時に実験動物が施設の外に逸走しないよう、「ねずみ返し」(逸走防止)の所定の位置への設置を確認
- ・ 実験中の小動物はケージに収容し、床に置くか、飼育棚に戻す
- ・ 覚醒下の動物は繫留

- ・ 麻酔下で手術中の動物については、安楽死を施術
 - (2) 使用中の機器への対応
 - ・ 運転を停止
 - (3) 使用中の薬品への対応
 - ・ 容器が落下や転倒して薬品が飛散することを防ぐために、床に置く等の対処
 - (4) 電気・水道への対応
 - ・ 直ちに使用を止め、元栓等を閉める
 - (5) 施設からの避難
 - ・ 避難する際は、実験動物の逃亡を防ぐため、必ず扉を閉める
- 2) 復旧後の研究活動継続の備え
- 災害復旧から速やかに研究を続けられる体制を整えることを目的として、以下のことを実施してください。
- (1) 災害発生の通報
 - ・ 有事発生の際は避難優先とし、沈静後、災害対策本部もしくは緊急連絡網に基づき、統括責任者（災害対策本部長もしくは管理者(動物実験委員長)）に連絡
 - ・ 災害発生時の実験中の動物への対応及び飼養保管の動物の状態等を、管理者及び動物実験責任者に報告
 - (2) 災害後の施設・設備及び機器類の点検
 - ・ 建物の安全確認後、施設内の異常状況を確認・点検
 - ・ 保全・保安上、機器の施設外への持ち出しが必要なものは、移動可能なものは速やかに、移動に際し対策を講じなくてはならないものは管理者に相談の上、施設外に搬出
 - (3) 災害後の動物の確認と対処
 - ・ 建物の安全確認後、災害発生時に放置した実験中の動物の状態・状況について確認し、管理者及び動物実験責任者に報告
 - ・ 前号の報告に基づき、動物実験委員会で協議し、必要な対処を採択する
 - ・ 災害状況が甚大で、実験動物を適正に維持することが困難であると動物実験委員会が判断した場合はその旨を学長に伝え、学長の許可の下、実験動物を安楽死させる
- 3) 緊急連絡網
- 【次図を参照】

令和3年4月1日 表題及び内容を全面改正
(「飼養保管のマニュアル「利用心得」」は、廃止)

【緊急連絡網】

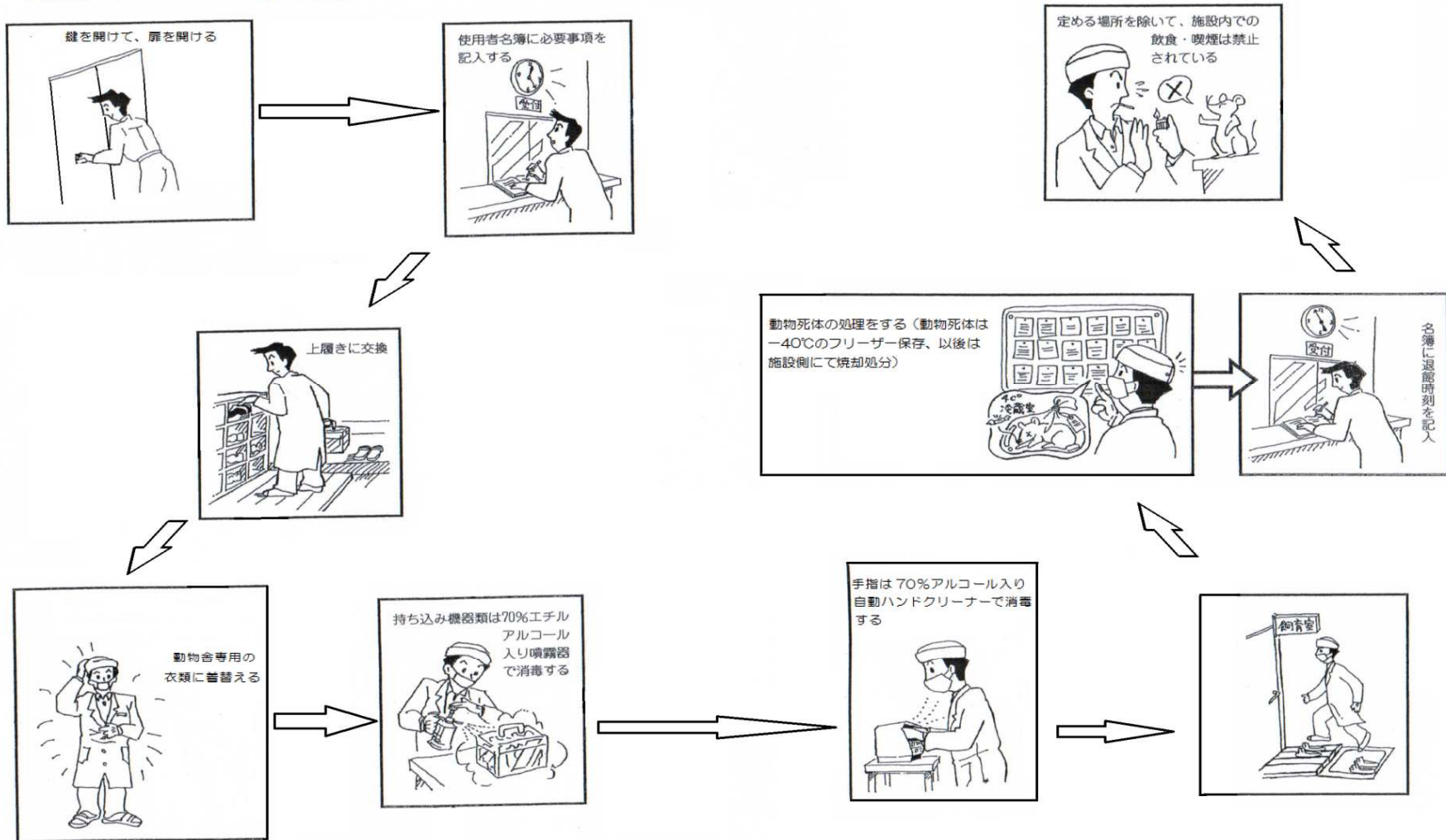


行政機関(発生事由に基づく)

- ・大府市消防本部 [☎0562-47-0119(代表)]
- ・東海警察署 [☎0562-33-0110(代表)]、大府幹部交番 [☎0562-46-0022]
- ・知多保健所 環境・食品安全課 [☎0562-32-6211(代表)]
- ・愛知県 [☎052-961-2111(代表)]
- ・大府市 [☎0562-47-2111(代表)]
- ・文部科学省 [☎03-5253-4111(代表)]
- ・環境省 [☎03-3581-3351(代表)]
- ・その他監督官庁

飼養保管施設の「利用心得」

◆施設の入退館手順 双六編



◆施設の注意事項 金科玉条編

